

江戸川区発達相談・支援センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区発達相談・支援センター（以下「発達相談・支援センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 発達障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害をいう。以下同じ。）又はその疑いのある者（以下「発達障害者」という。）に対し、自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を行い、並びに障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対し、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、障害児を現に監護する者をいう。以下同じ。）の下から通わせ、適切に保護するとともに、自立に必要な指導及び訓練を行い、もって発達障害者及び障害児の福祉の向上を図るため、発達相談・支援センターを次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区発達相談・支援センター	江戸川区平井四丁目一番二九号

(事業)

第三条 発達相談・支援センターは、前条の設置目的を達成するため、発達障害の相談及び支援に関する事業（以下「発達障害相談事業」という。）並びに法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターが提供する支援を行う事業（以下「児童発達支援事業」という。）を行う。

2 発達障害相談事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 発達障害の相談及び支援を行う事業
- 二 発達障害に関する知識の普及及び啓発を行う事業
- 三 法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園、法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業、法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校その他関係機関からの発達障害に関する相談についての助言及び支援を行う事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

3 児童発達支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業

- 二 法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援を行う事業
- 三 法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十八項に規定する特定相談支援事業

（利用できる者）

第四条 発達相談・支援センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- 一 前条第二項各号に掲げる事業 江戸川区内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- 二 前条第三項第一号及び第二号に掲げる事業 区内に住所を有する障害児であって、その保護者が法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定を受けているもの
- 三 前条第三項第三号に掲げる事業 区内に住所を有する障害児であって、その保護者が法第二十四条の二十六第一項の規定により障害児相談支援給付費の支給を受けているもの
- 四 前条第三項第四号に掲げる事業 区内に住所を有する障害児であって、その保護者が障害者総合支援法第五十一条の十七第一項の規定により計画相談支援給付費の支給を受けているもの

（利用手続等）

第五条 発達相談・支援センターを利用しようとする者（第三条第三項に規定する児童発達支援事業を利用しようとする者に限る。）の保護者は、区長の承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 区長は、発達相談・支援センターの利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしない。
 - 一 発達相談・支援センターの利用の承認を受けた者が定員に達したとき。
 - 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - 三 その他管理上支障があるとき。

（使用料）

第六条 発達相談・支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額を使用料として納めなければならない。

- 一 第三条第二項各号に掲げる事業 無料
- 二 第三条第三項第一号及び第二号に掲げる事業 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

三 第三条第三項第三号に掲げる事業 法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

四 第三条第三項第四号に掲げる事業 障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 前項第二号から第四号までに規定する使用料は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める期日までに納付しなければならない。

（使用料の減額又は免除）

第七条 前条に規定する使用料は、区長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第八条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用承認の取消し等）

第九条 区長は、発達相談・支援センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用目的又は利用条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十条 利用者は、その利用が終わったとき又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

（利用権の譲渡等の禁止）

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第十二条 利用者は、施設若しくは備付器具等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（利用時間等）

第十三条 発達相談・支援センターの利用時間及び休業日は、規則で定める。

（発達相談・支援センターの管理）

第十四条 発達相談・支援センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律

第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条に規定する事業の実施に関すること。
- 二 施設等の維持管理(軽微な修繕工事を含む。)に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等)

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、発達相談・支援センターの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 平成三十年四月一日

二 第三条第二項、第四条第一号及び第六条第一項第一号の規定 平成三十二年四月一日

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定その他指定のために必要な準備及び発達相談・支援センターの利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。